6 通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助加算（Ⅱ）	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	ADL維持等加算（Ⅱ）	ADL維持等加算（Ⅲ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	368 単位	×70/100	×70/100			指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×93/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100	1日につき ＋13単位	＋5/100	1日につき ＋40単位	1日につき ＋55単位	1日につき ＋45単位	1月につき ＋100単位 (3月に1回を限度)	1月につき ＋220単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき ＋100単位	1日につき ＋56単位	1日につき ＋85単位	1月につき ＋20単位	1月につき ＋30単位	1月につき ＋60単位	1月につき ＋3単位	1日につき ＋60単位	1日につき ＋60単位	1月につき ＋50単位	1回につき ＋200単位 (月2回を限度)	1回につき ＋20単位 (6月に1回を限度)	1回につき ＋5単位 (6月に1回を限度)	1回につき ＋150単位 (月2回を限度)	1回につき ＋160単位 (月2回を限度)	1月につき ＋40単位	1日につき －34単位	片道につき －47単位
		要介護2	421 単位																													
		要介護3	477 単位																													
		要介護4	530 単位																													
		要介護5	585 単位																													
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	386 単位		×70/100																											
		要介護2	442 単位																													
		要介護3	500 単位																													
		要介護4	557 単位																													
		要介護5	614 単位																													
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	567 単位																													
		要介護2	670 単位																													
		要介護3	773 単位																													
		要介護4	876 単位																													
		要介護5	979 単位																													
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	581 単位																													
		要介護2	686 単位																													
		要介護3	792 単位																													
		要介護4	897 単位																													
		要介護5	1,003 単位																													
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	655 単位																													
		要介護2	773 単位																													
		要介護3	896 単位																													
		要介護4	1,018 単位																													
		要介護5	1,142 単位																													
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	666 単位			9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																									
		要介護2	787 単位																													
		要介護3	911 単位																													
		要介護4	1,036 単位																													
		要介護5	1,162 単位																													
ロ 大規模型通所介護費（ア）	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	356 単位																													
		要介護2	407 単位																													
		要介護3	460 単位																													
		要介護4	511 単位																													
		要介護5	565 単位																													
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	374 単位		×70/100																											
		要介護2	428 単位																													
		要介護3	484 単位																													
		要介護4	538 単位																													
		要介護5	594 単位																													
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	541 単位																													
		要介護2	640 単位																													
		要介護3	739 単位																													
		要介護4	836 単位																													
		要介護5	935 単位																													
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	561 単位																													
		要介護2	664 単位																													
		要介護3	766 単位																													
		要介護4	867 単位																													
		要介護5	969 単位																													
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	626 単位																													
		要介護2	740 単位																													
		要介護3	857 単位																													
		要介護4	975 単位																													
		要介護5	1,092 単位																													
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	644 単位			9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																									
		要介護2	761 単位																													
		要介護3	881 単位																													
		要介護4	1,002 単位																													
		要介護5	1,122 単位																													
ハ 大規模型通所介護費（イ）	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	343 単位		×70/100																											
		要介護2	393 単位																													
		要介護3	444 単位																													
		要介護4	493 単位																													
		要介護5	546 単位																													
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	360 単位																													
		要介護2	412 単位																													
		要介護3	466 単位																													
		要介護4	518 単位																													
		要介護5	572 単位																													
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	522 単位																													
		要介護2	617 単位																													
		要介護3	712 単位																													
		要介護4	808 単位																													
		要介護5	903 単位																													
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	540 単位																													
		要介護2	638 単位																													
		要介護3	736 単位																													
		要介護4	835 単位																													
		要介護5	934 単位																													
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	604 単位																													
		要介護2	713 単位																													
		要介護3	826 単位																													
		要介護4	941 単位																													
		要介護5	1,054 単位																													
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	620 単位			9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																									
		要介護2	733 単位																													
		要介護3	848 単位																													
		要介護4	965 単位																													
		要介護5	1,081 単位																													

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1回につき 22単位を加算 (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1回につき 18単位を加算 (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1回につき 6単位を加算	
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき ＋所定単位×59／1000 (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき ＋所定単位×43／1000 (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1月につき ＋所定単位×23／1000	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき ＋所定単位×12／1000 (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき ＋所定単位×10／1000	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月につき ＋所定単位×11／1000	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

注 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入

※ ADL維持等加算（Ⅲ）については、令和5年3月31日まで算定可能。